

指数の基準時に関する統計基準
(平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号)

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。

2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1 の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに 1 の項の定めに従つたものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。